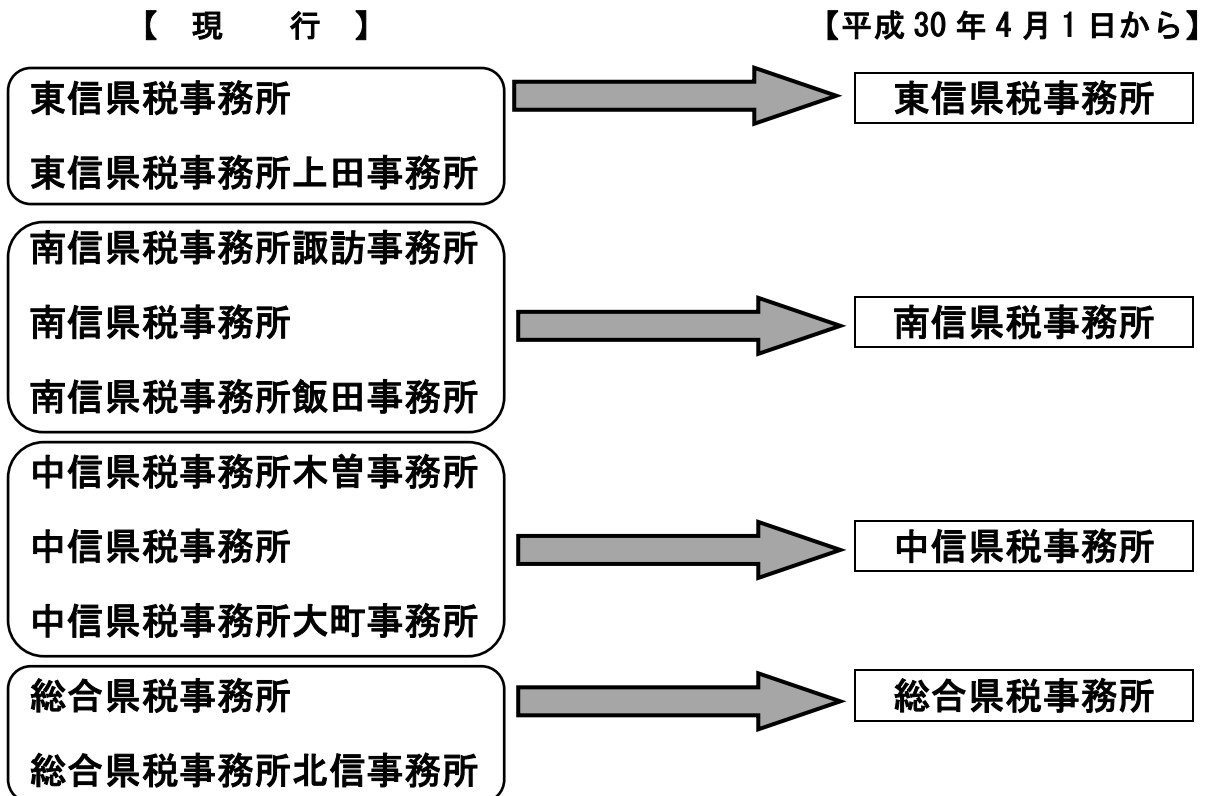


平成 30 年 4 月から県税事務所の課税業務を集約します

長野県総務部税務課

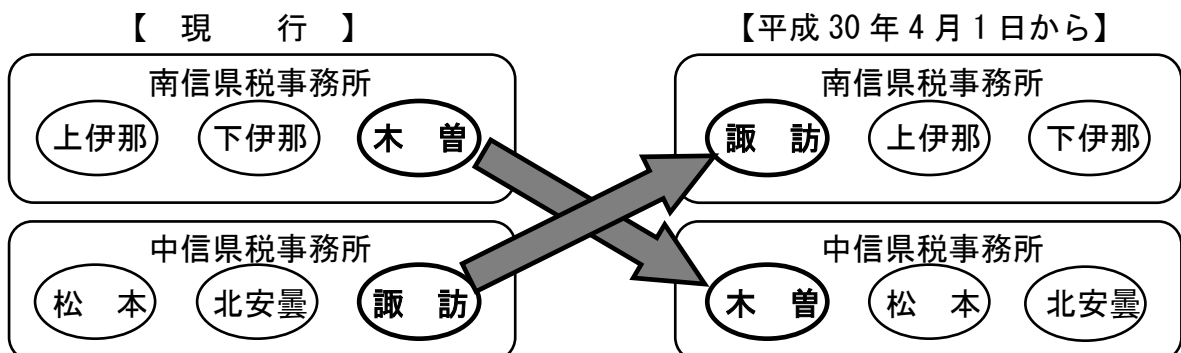
- 法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税の課税業務を、下記のとおり集約します。



※ 課税業務を行わなくなる事務所でも、各種申告書や届出の提出、窓口での税金のお支払い、引き続き可能です。

※ 電子申告(eLTAX)における、提出先事務所を変更する手続きは特に必要ありません。

- 軽油引取税・ゴルフ場利用税の管轄区域を、下記のとおり変更します。



※ 一般の軽油を消費する方、ゴルフ場利用者の方には、直接影響はありません。

- 個人県民税、県たばこ税の課税業務を、県庁税務課から総合県税事務所に移管します。

各事務所のお問い合わせ先

| 事 務 所 | 所 在 地 ・ 連 絡 先 | 管 轄 区 域 |
|------------------|--|-----------------------------------|
| 東信県税事務所 | 〒385-8533 佐久市跡部 65-1 (0267)63-3135 (直通) zei-toshin@pref.nagano.lg.jp | 小諸市、佐久市、南佐久郡、 北佐久郡 |
| 東信県税事務所 上田事務所 | 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 (0268)25-7117 (直通) zei-ueda@pref.nagano.lg.jp | 上田市、東御市、小県郡 |
| 南信県税事務所 諏訪事務所 | 〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10 (0266)57-2905 (直通) zei-suwa@pref.nagano.lg.jp | 岡谷市、諏訪市、茅野市、 諏訪郡 |
| 南信県税事務所 | 〒396-8666 伊那市荒井 3497 (0265)76-6805 (直通) zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp | 伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡 |
| 南信県税事務所 飯田事務所 | 〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678 (0265)53-0405 (直通) zei-iida@pref.nagano.lg.jp | 飯田市、下伊那郡 |
| 中信県税事務所 木曾事務所 | 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1 (0264)25-2216 (直通) zei-kiso@pref.nagano.lg.jp | 木曾郡 |
| 中信県税事務所 | 〒390-0852 松本市大字島立 1020 (0263)40-1905 (直通) zei-chushin@pref.nagano.lg.jp | 松本市、塩尻市、安曇野市、 東筑摩郡 |
| 中信県税事務所 大町事務所 | 〒398-8602 大町市大町 1058-2 (0261)23-6505 (直通) zei-omachi@pref.nagano.lg.jp | 大町市、北安曇郡 |
| 総合県税事務所 | 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 (026)234-9505 (直通) zei-sogo@pref.nagano.lg.jp | 長野市、須坂市、千曲市、 埴科郡、上高井郡、 上水内郡 |
| 総合県税事務所 北信事務所 | 〒383-8515 中野市大字壁田 955 (0269)23-0204 (直通) zei-hokushin@pref.nagano.lg.jp | 中野市、飯山市、下高井郡、 下水内郡 |
| 県庁総務部税務課 | 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2 (026)235-7049 (直通) zeimu@pref.nagano.lg.jp | - |

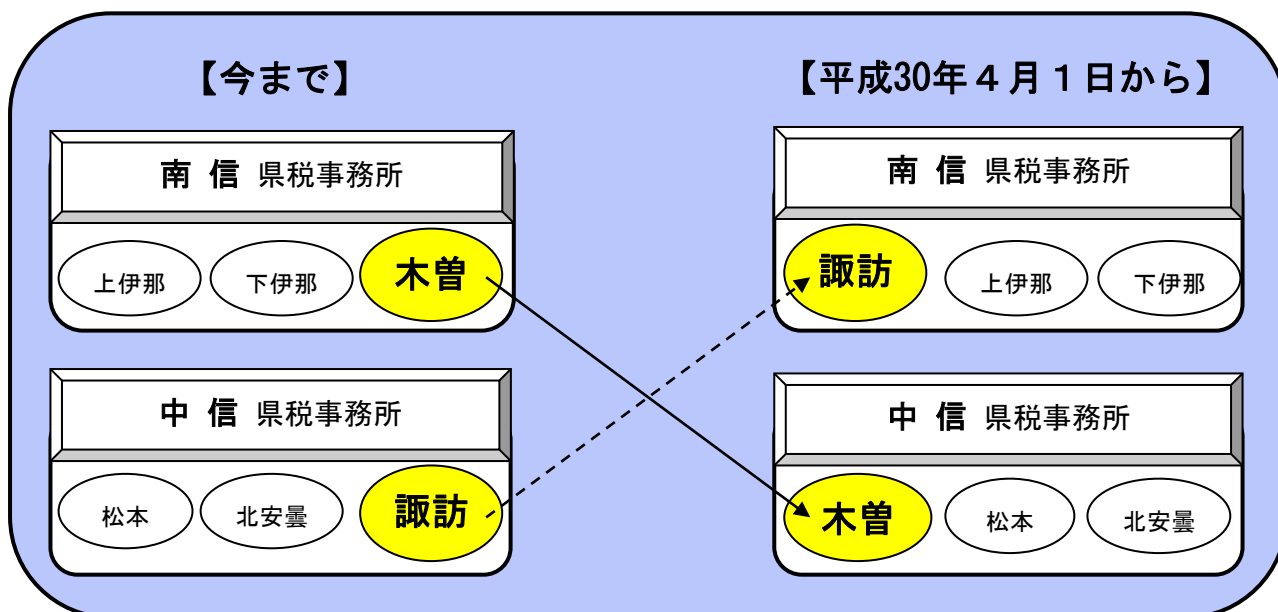
ゴルフ場利用税特別徴収義務者の皆様へ

平成30年4月1日から 諏訪・木曽地域のゴルフ場利用税を担当する 県税事務所が変わります。

県の税務組織の改正に伴い、諏訪・木曽地域のゴルフ場利用税を担当する県税事務所が変わります。

このため、これまで「南信・中信」県税事務所に申告等をされていた方につきましては、以下のとおり提出先が変わります。

何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。



◇毎月の申告書は平成30年4月申告分から提出先が変わります。

また、課税対象外となる「ゴルフ競技会開催届出書」の提出などについても、平成30年4月1日以降は変更後の県税事務所へお願いします。

◇今回の変更は「諏訪・木曽地域の方のみ」ですので、その他の地域の方は今までと変更ありません。

◇御不明な点等につきましては各県税事務所にお問い合わせください。

◆ 南信県税事務所：0265-76-6807 (〒396-8666 伊那市荒井3497)

◆ 中信県税事務所：0263-40-1908 (〒390-0852 松本市大字島立1020)

【その他の県税事務所等】

◆ 東信県税事務所：0267-63-3139

◆ 総合県税事務所：026-234-9507

◆ 県庁税務課：026-235-7048

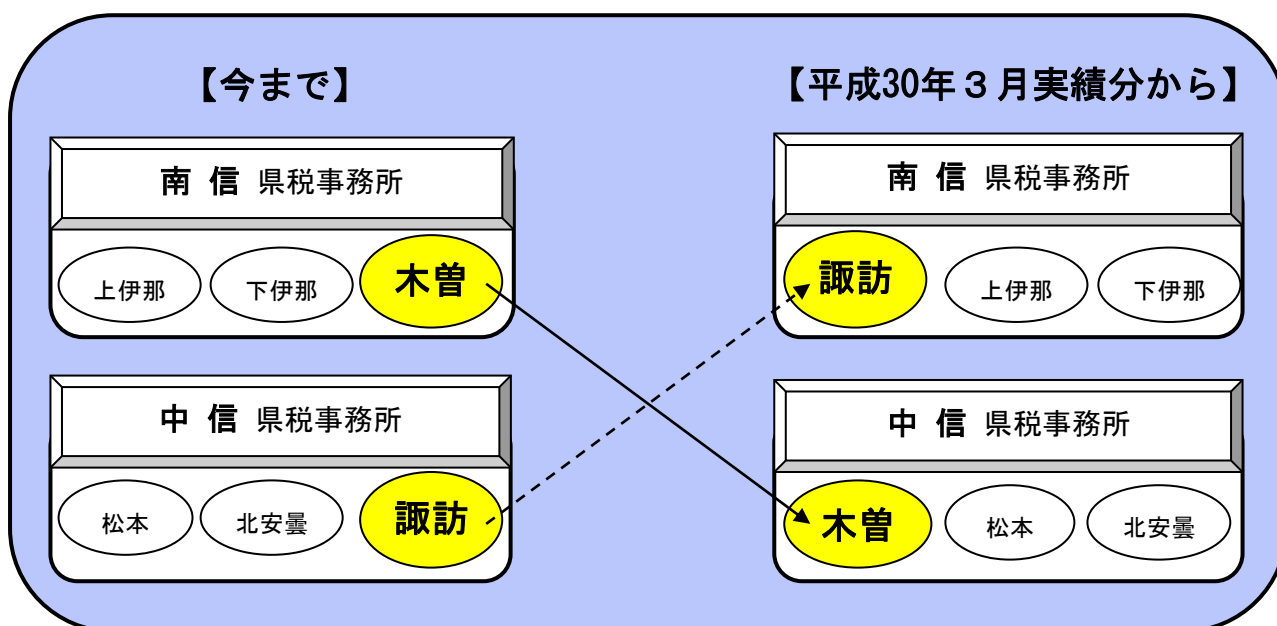
軽油引取税特別徴収義務者の皆様へ

諏訪・木曽地域の軽油引取税を担当する 県税事務所が変わります。

県の税務組織の改正に伴い、諏訪・木曽地域の軽油引取税を担当する県税事務所が変わります。

これまで「南信・中信」県税事務所に申告等をされていた皆様は、平成30年3月実績分（申告納入期限日 平成30年5月1日（火））から下記のとおり提出先が変わります。

何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。



◇ 平成30年2月実績分（申告納入期限日 平成30年4月2日（月））の申告書及び徴収猶予申請書については、今まで提出していた県税事務所へ送付してください。

◇ 「申告書の受付」「約束手形の受領」等は、南信県税事務所諏訪事務所・中信県税事務所木曽事務所においても可能ですが、内容に関する御相談は新しい申告先となる県税事務所でお受けいたしますので御了承願います。

◇ 御不明な点等につきましては最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

◆ 南信県税事務所：0265-76-6807（〒396-8666 伊那市荒井3497）

◆ 中信県税事務所：0263-40-1909（〒390-0852 松本市大字島立1020）

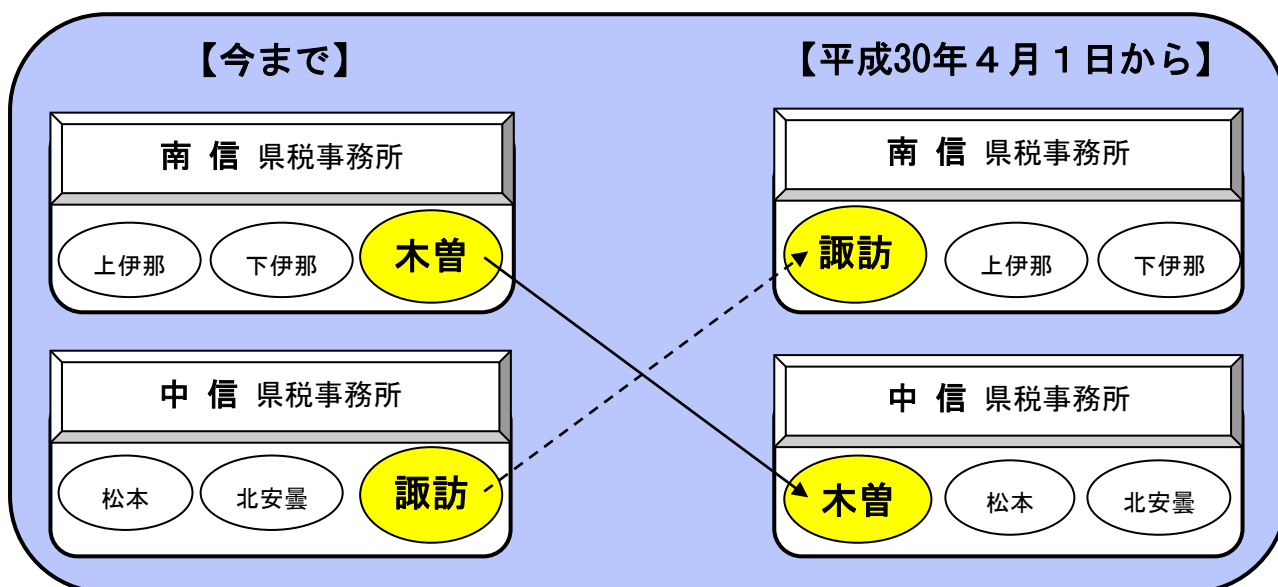
免税軽油使用者の皆様へ

平成30年4月1日から 諏訪・木曽地域の軽油引取税を担当する 県税事務所が変わります。

県の税務組織の改正に伴い、「諏訪・木曽」地域の軽油引取税を担当する県税事務所が変わります。

これまで「南信・中信」県税事務所に申請等をされていた皆様の場合は、下記のとおり提出先が変わります。

何卒、御理解と御協力をお願い申し上げます。



- ◇ 免税軽油に係る申請及び報告は4月から提出先が変わりますので、それぞれ上記の県税事務所へ送付してください。
- ◇ 免税証の申請は郵送でもかまいませんが、使用者証を同封していただきますので、配達記録等により上記県税事務所へ送付してください。なお、郵送で申請された場合であっても、免税証の交付時は窓口で直接受け渡しをさせていただきますので、最寄りの県税事務所までお越し願います。
- ◇ 御不明な点等につきましては最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

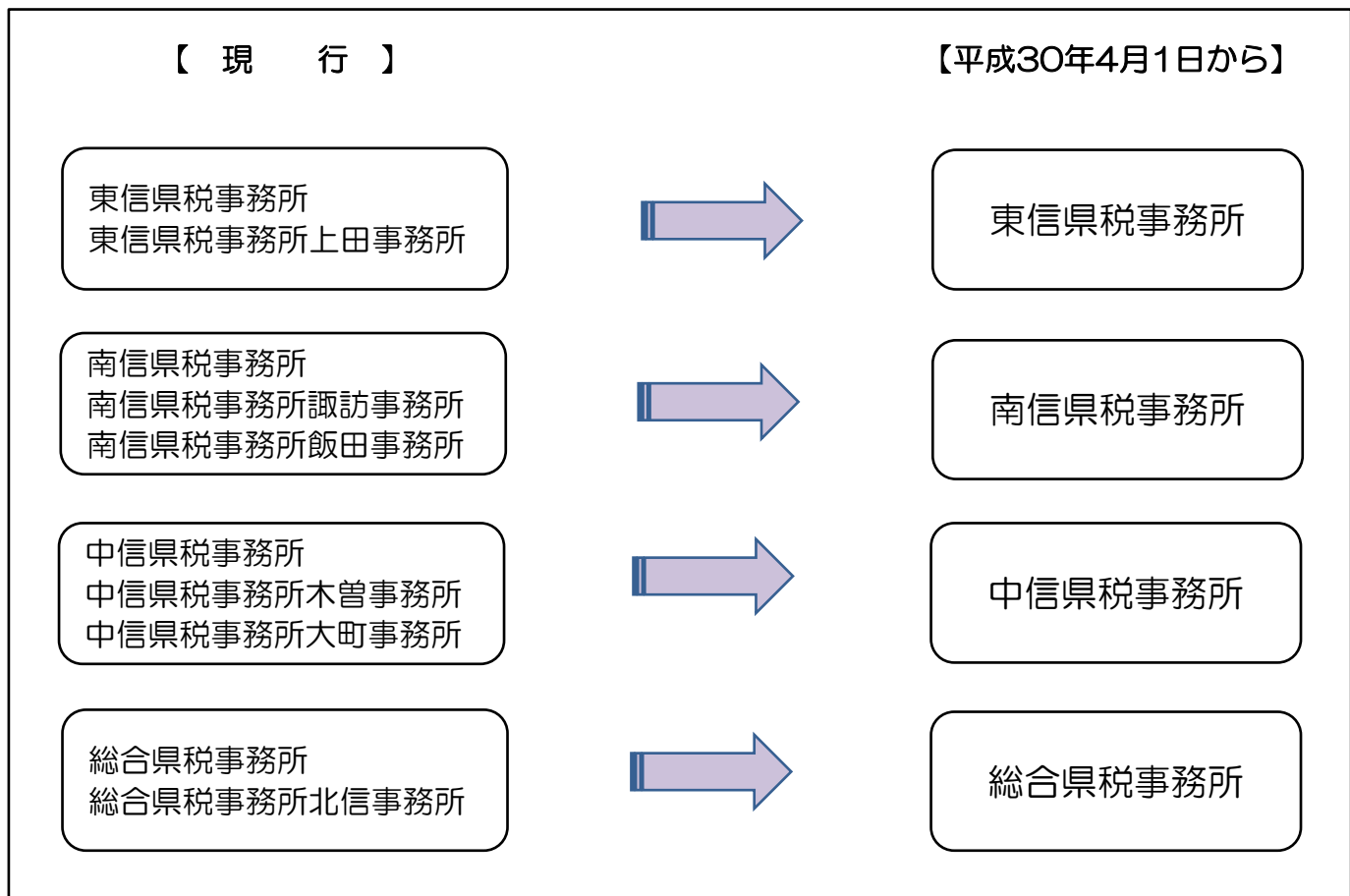
◆ 南信県税事務所：0265-76-6807（〒396-8666 伊那市荒井3497）

◆ 中信県税事務所：0263-40-1908（〒390-0852 松本市大字島立1020）

宅地建物取引業者の皆様へ

平成30年4月から県税事務所の課税業務を集約します

★ 不動産取得税の課税業務を、下記のとおり集約します。



《減額等のお手続き、お問い合わせは課税事務所までお願いします。》

※ 郵送でのご提出も受け付けています。

※ 税金のご納付については従来通り10所に対応しています。

★ 不動産取得申告書について

不動産を取得したときは県税事務所へ申告していただきます。

あらかじめ県税事務所から送付いたしませんので長野県公式ホームページの「申請・届出様式」欄からダウンロードしてご利用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/shinse/kenze/kenze.html>

お問い合わせ先

| 事務所 | 所在地・連絡先 | 管轄区域 |
|---------|--|--|
| 東信県税事務所 | 佐久市跡部65-1 〒385-8533 (0267)63-3135 (直通) zei-toshin@pref.nagano.lg.jp | 小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡 上田市、東御市、小県郡 |
| 南信県税事務所 | 伊那市荒井3497 〒396-8666 (0265)76-6805 (直通) zei-nanshin@pref.nagano.lg.jp | 岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡 伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡 飯田市、下伊那郡 |
| 中信県税事務所 | 松本市大字島立1020 〒390-0852 (0263)40-1905 (直通) zei-chushin@pref.nagano.lg.jp | 木曾郡 松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡 大町市、北安曇郡 |
| 総合県税事務所 | 長野市大字南長野南県町686-1 〒380-0836 (026)234-9505 (直通) zei-sogo@pref.nagano.lg.jp | 長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡 中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡 |

★申請書等は取得物件の所在地を管轄する県税事務所へご提出ください★